



# 鳥取県公報

平成13年 8月 3日(金)

第 7 3 0 4 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	クリーニング師の研修の指定 (458) (県民生活課) .....	1
	クリーニング所の業務従事者に対する講習の指定 (459) ( " ) .....	2
	鳥取県果樹農業振興計画 (460) (生産振興課) .....	2
	土地改良区の役員の就退任 (461) (耕地課) .....	3
	入会林野整備計画の適否の決定 (2件) (462・463) (林政課) .....	3
公 告	鳥取県イノシシ保護管理計画の策定に関する公聴会の開催 (森林保全課) .....	4
	鉛散弾規制地域の設定に関する公聴会の開催 ( " ) .....	5

## 告 示

### 鳥取県告示第458号

クリーニング業法 (昭和25年法律第207号) 第8条の2に規定するクリーニング師の資質の向上を図るための研修を指定したので、次のとおり告示する。

平成13年 8月 3日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 研修を行う者の名称及び所在地  
財団法人全国生活衛生営業指導センター  
東京都港区新橋六丁目 8 - 2
- 研修の日時及び場所  
(1) 日時 平成13年 8月26日 (日) 午後 1時から午後 5時30分まで  
場所 米子市末広町74 鳥取県立米子コンベンションセンター  
(2) 日時 平成13年 9月 9日 (日) 午後 1時から午後 5時30分まで  
場所 鳥取市富安二丁目104 - 1 鳥取勤労者総合福祉センター  
(3) 研修を継続的に受講している者で前回の受講修了証書の写しを提出したものについては、(1)又は(2)の時間を午後 1時から午後 5時までとする。
- 受講申込み期間  
(1) 8月26日実施分 平成13年 8月 6日 (月) から同月17日 (金) まで (日曜日及び土曜日を除く。)  
(2) 9月 9日実施分 平成13年 8月10日 (金) から同月27日 (月) まで (日曜日及び土曜日を除く。)
- 受講料  
5,000円を受講申込み時に払い込むこと。

- 5 受講申込み先及び問い合わせ先  
財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター  
鳥取市大榎町13 - 1  
電話 0857 - 29 - 8590

**鳥取県告示第459号**

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の3に規定するクリーニング所の業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を指定したので、次のとおり告示する。

平成13年8月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 講習を行う者の名称及び所在地  
財団法人全国生活衛生営業指導センター  
東京都港区新橋六丁目8 - 2
- 2 講習の日時及び場所
- (1) 日時 平成13年10月14日（日）午後1時から午後5時30分まで  
場所 倉吉市山根529 - 2 鳥取県立倉吉体育文化会館
- (2) 日時 平成13年10月21日（日）午後1時から午後5時30分まで  
場所 米子市末広町74 鳥取県立米子コンベンションセンター
- (3) 日時 平成13年11月4日（日）午後1時から午後5時30分まで  
場所 鳥取市尚徳町101 - 5 鳥取県立県民文化会館
- (4) 講習を継続的に受講している者で前回の受講修了証書の写しを提出したのものについては、(1)、(2)又は(3)の時間を午後1時から午後5時までとする。
- 3 受講申込み期間
- (1) 10月14日実施分 平成13年9月25日（火）から10月5日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
- (2) 10月21日実施分 平成13年10月1日（月）から同月12日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- (3) 11月4日実施分 平成13年10月15日（月）から同月26日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
- 4 受講料  
4,500円を受講申込み時に払い込むこと。
- 5 受講申込み先及び問い合わせ先  
財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター  
鳥取市大榎町13 - 1  
電話 0857 - 29 - 8590

**鳥取県告示第460号**

果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第2条の3第1項の規定に基づき平成22年度を目標年度とする鳥取県果樹農業振興計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり告示する。

（「次のとおり」は省略し、計画書を鳥取県農林水産部生産振興課、各地方農林振興局及び日野総合事務所農林局に備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成13年8月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県告示第461号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり光徳土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成13年 8月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 退任した役員の氏名及び住所

理 事	石 谷 弘 義	西伯郡名和町大字東坪910
"	二ノ宮 守 政	西伯郡名和町大字小竹681 - 1
"	中 村 公	西伯郡名和町大字小竹398
"	吉 田 春 男	西伯郡名和町大字西坪143
"	山 下 達 雄	西伯郡名和町大字西坪165
"	林 原 彦 一	西伯郡名和町大字豊成1150
"	近 藤 弘	西伯郡名和町大字豊成903
"	野 口 亨 壽	西伯郡名和町大字豊成593 - 1
"	野 口 博 史	西伯郡名和町大字豊成524 - 1
"	林 原 忠 徳	西伯郡名和町大字倉谷510 - 1
"	日 野 永 保	西伯郡名和町大字東坪850
"	大 西 邦 夫	西伯郡名和町大字東坪271
監 事	西 山 安 治	西伯郡名和町大字西坪137
"	近 藤 司	西伯郡名和町大字豊成1047
"	川 口 壽 男	西伯郡名和町大字東坪287

平成13年 7月13日退任

## 就任した役員の氏名及び住所

理 事	二ノ宮 守 政	西伯郡名和町大字小竹681 - 1
"	近 藤 弘	西伯郡名和町大字豊成903
"	中 村 公	西伯郡名和町大字小竹398
"	林 原 忠 徳	西伯郡名和町大字倉谷510 - 1
"	近 藤 司	西伯郡名和町大字豊成1047
"	小 西 求	西伯郡名和町大字豊成576 - 1
"	上 中 朗 弘	西伯郡名和町大字豊成512
"	小 谷 茂	西伯郡名和町大字東坪922
"	白 田 敏 正	西伯郡名和町大字東坪1171
"	上 田 勲	西伯郡名和町大字東坪133 - 1
"	金 田 憲 明	西伯郡名和町大字西坪163
"	角 田 圭 慈	西伯郡名和町大字西坪174 - 3
監 事	秋 山 龍之助	西伯郡名和町大字小竹624
"	高 見 晃	西伯郡名和町大字東坪855 - 1
"	角 田 利 仁	西伯郡名和町大字西坪244 - 1

平成13年 7月14日就任 任期 4年

**鳥取県告示第462号**

八頭郡八東町大字三山口104鍛冶屋・三山口入会林野整備組合組合長山根義男から申請のあった鍛冶屋・三山

口入会林野整備計画について、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）第6条第1項の規定により平成13年6月6日適当と決定したので、同条第4項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成13年 8 月 3 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

鍛冶屋・三山口入会林野整備計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成13年 8 月 3 日から30日間

3 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林政課及び八東町産業振興課

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して30日以内に知事に申し出ることができる。

**鳥取県告示第463号**

八頭郡八東町大字三山口104三山口入会林野整備組合組合長山根義男から申請のあった三山口入会林野整備計画について、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）第6条第1項の規定により平成13年6月6日適当と決定したので、同条第4項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成13年 8 月 3 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

三山口入会林野整備計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成13年 8 月 3 日から30日間

3 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林政課及び八東町産業振興課

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して30日以内に知事に申し出ることができる。

---

公 告

---

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第1条ノ3第5項の規定に基づき、鳥取県イノシシ保護管理計画の策定に関する公聴会を次のとおり開催するので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づく公聴会に関する規則（平成12年鳥取県規則第85号）第2条第1項の規定により公告する。

平成13年 8 月 3 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 日 時 平成13年8月24日(金) 午前10時から
- 2 場 所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第27会議室(鳥取県庁第二庁舎9階)
- 3 案 件 鳥取県イノシシ保護管理計画の策定

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号)第1条ノ5第6項の規定に基づき、鉛散弾規制地域の設定に関する公聴会を次のとおり開催するので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づく公聴会に関する規則(平成12年鳥取県規則第85号)第2条第1項の規定により公告する。

平成13年8月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 日 時 平成13年8月24日(金) 午前10時から
- 2 場 所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第27会議室(鳥取県庁第二庁舎9階)
- 3 案 件 次の表に掲げる鉛散弾規制地域の設定

名 称	区 域
乗越池鉛散弾規制地域	鳥取市三津地内の乗越池の湖面
千倉奥堤鉛散弾規制地域	八頭郡河原町大字谷一木地内の千倉奥堤の湖面

